私は公明党を代表して、陳情第３号選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての陳情に対して、反対の立場で討論をいたします。

1898 年の明治民法施行時に、婚姻時に夫婦は家の姓を名乗る夫婦同姓規定が定められ、1947 年の改正民法施行後も民法第 750 条の規定として、夫婦同姓は現在まで継続されており、現実的には夫婦の 95%が夫の姓を選び、妻が改姓しております。

一方、女性の社会進出が進む中、企業などでは改姓によるキャリアの分断を避けるために、結婚後も旧姓を通称として使用することが定着しており、パスポートの旧制併記も可能となっています。

しかしながら、これらは日本独自のルールのため、海外では通称使用で成り済ましを疑われたり、ビザや航空券に記載されている戸籍名と異なることで、不正を疑われるケースも近年散見されるようになってきています。

そのため経団連は、現行の夫婦同姓を求める民法規定は、国家の政策でもある女性活躍を阻害する社会制度の一つであると指摘し、政府に対して政策提言を提出し、選択的夫婦別姓制度に関する民法第 750 条の改正法案の国会への早期提出を求めています。

選択的夫婦別姓を巡っては、法制審議会が 1996 年に導入を盛り込んだ民法改正案要領を答申し、法務省は 1996 年と 2010 年に改正法案を準備したものの、現在に至るまで国会提出には至っていません。

また最高裁が 2015 年と 2021 年に現行制度を合憲としつつも、国会で論じられ判断されるべき事柄にほかならないと指摘していますし、国連差別撤廃委員会からも、３度にわたり現行制度の是正を勧告されています。

このような状況の下、公明党といたしましても従来から一貫して人権を守る観点から、選択制夫婦別姓制度の法制化を訴えてきており、政府に対して民法改正案の国会への提出を提言してまいりました。

そのように、選択的夫婦別姓制度の国会審議を求めることは、女性活躍社会を後押しするためにも重要な提言ではありますが、この陳情第３号の陳情項目に記載されている、選択的夫婦別姓制度の導入のための民法その他の法令改正という表現の中で、その他の法令改正の意味しているところが、この文面だけでは何を指しているのか明確ではありません。

このその他の法令を推察するに、民法第 739 条では婚姻時の入籍は戸籍法に基づいて行うとあり、その戸籍法第 74 条には入籍には姓を一つに決めて届け出なければならないと規定していること等を言っているのだと思いますが、この文面の表現だけでは、何の法律の改正を求めているのか明確ではありません。

ちなみに選択的夫婦別姓制度を積極的に推進している日弁連が、2021 年に国に提出した選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書には、趣旨として選択的

夫婦別姓制度導入のために民法第 750 条の改正を求めることだけを明示しています。

以上の観点から、この陳情第３号選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての陳情に関して、この文面の陳情項目にあるその他の法令改正の内容が不明確な表現となっていることから、この陳情には反対いたします。